

令和6年第1回定例会文教福祉委員会会議録

令和6年3月15日
午前10時00分～午前11時55分
全員協議会室

出席者 山村 尚 委員長 後藤 光秀 副委員長
伊藤 悦子 委員 久米原孝子 委員
山崎 孝一 委員 椎塚 俊裕 委員
杉野 五郎 委員 大野誠一郎 委員

執行部説明員 教 育 長 大古 輝夫 福 祉 部 長 荒槇 由美
健康スポーツ部長 坪井 龍夫 教 育 部 長 中村 兼次
福 祉 部 次 長 中嶋 正幸 健康スポーツ部次長 佐々木英一
教育委員会事務局次長 大堀 敏雄 福 祉 総 務 課 長 藤ヶ崎 聡
こども家庭課長 蔭山 大三 保 育 課 長 海老原雅男
健康増進課長 大久保雅人 医 療 対 策 課 長 飯田 啓司
介護保険課長 重田 正光 保 険 年 金 課 長 沼尻 正宏
教育総務課長 名島 正博 文 化 ・ 生 涯 学 習 課 長 国松 美浩
指 導 課 長 千葉 幸子 教 育 セ ン タ ー 所 長 熊澤つむぎ
学校給食センター所長 岩井 務 文 化 ・ 生 涯 学 習 課 長 補 佐 清水 直之（書記）

事務局 主 査 深沢伸一郎

議 題

- 議案第2号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市学区審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、

- 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 市有財産の取得について
- 議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項について
- 議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第33号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号））の所管事項について

○山村委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

ここで傍聴者に一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

ここで皆様に申し上げます。

会議室へのパソコン、タブレット、スマートフォンなどの持ち込みを許可しておりますが、議事に関係のないWebサイトを閲覧することや、端末から通知音操作音、振動音が鳴動することないように特にご注意ください。

ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の欠席委員は大野誠一郎委員。以上1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において、当委員会に付託されました、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第22号の所管事項、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第33号、報告第1号の所管事項の17案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は、簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても答弁はポイントを絞り簡潔明瞭をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第2号、龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書7ページをご覧ください。

議案第2号、龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これにつきましては、令和6年4月から馴染小学校をモデル校といたしまして実施するコミュニティスクールの設置に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づきまして、学校運営協議会委員の報酬とその額を規定するため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には別表第1をご覧ください。改正の方です。

こちらにお示しをさせていただきました通り、コミュニティスクールに携わる学校運営協議会委員は地域とともにある学校づくりの役割を担うことから、社会教育委員の下に学校運営協議会委員を加えまして、その報酬を月額4400円とするものです。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようなので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号、龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書13ページ、14ページをお開きください。

議案第5号龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。

こちらにつきましては令和9年4月に開校を予定しております、仮称長山中学校区義務教育学校の学校建設にかかる国庫補助金の交付申請に当たりまして、その申請手続が開校の3年前までとされており、かつ、学校設置条例に義務教育学校を規定する必要があることから、当該条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には改正前は第1条及び第2条で小学校と中学校の設置についてそれぞれ規定していたものを改正後は第1条で小学校中学校に加えまして、義務教育学校の設置を追加しようとするものです。次に、改正後の第2条で小学校中学校に義務教育学校を加えまして、別表でそれぞれの名称及び位置を追加するものです。その中で松葉小、長山小、長山中の文言を削除します。

改正後の条例につきましては義務教育学校の開校に合わせまして、令和9年4月1日から施行しますが、義務教育学校に関する手続き等の準備行為につきましては公布の日から可能となるよう、付則で規定をしております。

以上が改正理由と主な改正内容についてのご説明になります。

○山村委員長

午前10時6分大野誠一郎委員出席です。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員

令和9年開校なので、早くなるのはわかりました。

それで今まで生徒児童をした地域住民説明をしたと思うんですけども、その中で、特に目立った意見というのがあったらお聞かせください。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

今年度、りゅうほ一で進捗状況を説明させていただきました。

その中で新しい義務教育学校となることを期待しているですとか、そういったような意見をいただいたところでございます。

○伊藤委員

わかりました。住民には十分説明はされているということで認識してよろしいですね。

○山村委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第6号、龍ヶ崎市学区審議会条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書15ページをお開きください。

議案第6号、龍ヶ崎学区審議会条例の一部を改正する条例についてです。

こちらにつきましては先ほど議案第5号と同じように、令和9年4月に開校を予定しております仮称長山中学校区義務教育学校の開校に当たりまして、議案第5号龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の改正内容と整合を図るとともに、文言の修正を行うため当該条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には改正前の第1条では単に市立学校としていた部分を、改正後の第1条では龍ヶ崎市立学校設置条例に規定する学校とし、条例規定を援用することで定義を規定するものです。

次に改正前の条例には学区審議会の所掌事務の規定がなかったことから第2条で改めて所掌事務を加えようとするものです。

次に改正前の第2条第1号及び第2号では市立小中学校と規定をしておりましたが、学校設置条例の一部改正により、新たに義務教育学校が加わることから、改正後の第3条第1号及び第2号では、市立学校と規定することで、これまでの小学校、中学校に義務教育学校が含まれることとなり、これらの通学区域の適正化を審議する学区審議会とするため当該条例を改正しようとするものです。

この条例につきましては公布の日から施行することといたします。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

簡単なことなんですけれども、改正後の第3条、それから改正前第2条を知識経験者が学識経験者と。この言葉の使い方をどのように理解したらよろしいでしょうか。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

知識経験者ですが、学問上の知識と高い見識を持ち、生活経験が豊かであるということ。学識経験者はそれに加えて、学問の知識に加えて実践的な経験を重ねた専門家、こちらが学識経験者となります。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

わかりました。結構判断が難しいなと思いましたので、よろしくお願いします。

○山村委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

○久米原委員

私もどうしてかなと思ったんでちょっと聞いていただいたんですけど、今現実的にその委員になってる方って、学識経験者ですよ。

私もこの前参加したときに、そうだった気がするんですけども、ただ文言変えても影響はないのかなと思うんですけどもその辺ちょっと聞かせてください。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

影響ないと認識しております。

○山村委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号、龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案第7号、龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。ページは17ページになります。

茨城県の医療福祉対策要綱が一部改正されまして、令和6年度から重度心身障害者等のマルフクの対象者が拡充されるため、市の条例もそれに合わせた改正をするものでございます。内容でございます。

はじめに第2条第5号、ただし書きでございまして、これまでは65歳以上の方が障害者マルフクを利用するときには、後期高齢者医療制度の認定後期への加入が条件でしたが、今回拡充されるケースの中に65歳以上で認定後期へ加入できないケースもあるため、そ

のような場合でもマルフクの対象とするための改正でございます。

次に 18 ページでございます。

新たに対象となる方の要件が3つございます。

はじめに条例第2条第5号のエです。エで追加されました4級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ児童相談所または知的障害者更正相談所にて、知能指数が50以下と判定された場合、次に19ページのクの部分、3級または4級の身体障害者手帳と2級の精神障がい者保健福祉手帳の両方お持ちの場合、さらにケのケースです。

児童相談所または知的障害者更正相談所にて知能指数が50以下と判定されかつ2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、この3つのケースが追加されるものでございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

この対象者数はどれぐらい拡大することになるのか、わかったら教えてください。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

県の試算では県全体では約450名増え、龍ヶ崎では12名と見られますが、ただ所得要件等で該当しない方もいらっしゃるんですけども、障がい要件だけで見れば拡大した分については、龍ヶ崎は12名を見込んでおります。

○山村委員長

よろしいですか。

久米原委員。

○久米原委員

12名ぐらいじゃないかなということで、そういう方たちには、どのようにお知らせというか、どんなふうになるのか教えてください。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

諸々の障がい手帳を所轄する障がい福祉課と連携とっておりまして、そちらの方からこういう手帳を持った方がいますっていう情報もらった上で対応しております。

○山村委員長

久米原委員

○久米原委員

個別にもちゃんとお伝えすることができるってことでよろしいですか。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

その通りになります。

○山村委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

それでは20ページの議案第8号、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

昨年11月に全員協議会でもご説明をしたところでございますが、市が茨城県に納付をする保険事業を保健事業費納付金、これが高止まりする中で被保険者数の減少などの要因により現在の税率のままでは必要な税収を確保できない、こういった恐れが出て参りました。

それを踏まえまして、諮問機関であります国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、今回の税率改正の提案に至ったものでございます。

なお、昨年全員協議会で保険事業費納付金の納付金別の統一についてご説明したところでございますが、12月に県より納付金の完全統一行った場合に、県内の多くの国保被保険者の保険料負担が過重になることから、当面見送るとの説明がありました。

今回の税率改正につきましては今後改めて県から保険税率を統一に向けた工程が示される見込みでありますことから、令和6年度から令和8年度の3カ年の対応見込んだものでございます。

同時に可能な限り被保険者の負担増加を抑制するために基金を取り崩すことで税率を設定しているものでございます。

今回の改正の内容です。

20ページの別表第1につきましては、基礎課税額の税率等で所得割の税率を100分の6.30とし、被保険者の1人当たりにかかる均等割額を3万1500円とするものでございます。

また別表2の後期高齢者支援金分と別表第3の介護納付金分についても同様に税率と均等割額を記載の通り改正するものでございます。

21ページをお願いいたします。

別表の第4から第6は保険税の減額に関するものでございます。

いずれも第20条第1項を第1号から第3号はそれぞれ7割、5割、2割軽減の対象世帯が受けられる減額の規定でございまして、均等割額の引き上げに伴い減額する額を引き上げるものでございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

質疑ではないんですけど、すべての加入者がはね上がってってということについて、反対出てます。

○山村委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○山村委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。

議案第8号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第9号、龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

それでは21ページの議案第9号龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法の改正を受けまして、所得段階をこれまでの10段階から13段階にするものがございます。改正後の第2条法第1項第1号からですね、25ページの第13号、ここまですべてがそれぞれの所得段階の介護保険料の額となります。

また、25ページの第2項から第4項、これにつきましては、低所得者に対する保険料の軽減措置でございます。第2項は第1段階の方の保険料を1万9500円に軽減し、第3項は第2段階の方の保険料を3万3200円、第4項は第3段階の方の保険料を4万6900円に軽減する規定でございます。

なお、26ページの第4条第3項の改正につきましては、所得段階が増えたことに伴います条文の整理でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

これも質疑ではないですけども、これについてもすべての対象者が値上げになるということで反対いたします。

○山村委員長

他にございませんか。

[なし]

○山村委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は、原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号、龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第12号、龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第13号、龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、の4案件につきまして、内容が関連しておりますことから、一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案第10号から13号までの4つの条例についてでございます。

主な内容が共通しております。また、それぞれ別に説明させていただきますと大量になりますので、概要につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

この4つの条例でございますが、いわゆる基準条例と呼ばれるものでございまして、介護サービス事業の人員や運営に係る基準を定めるものでございます介護保険法施行令の改正を受けて、3年に1度の見直しとなります。

議案第10号につきましては、これは要介護の方を対象とした事業の基準です。

第11号は、要支援の方を対象にした事業の基準となります。

また、第12号と第13号にあります、地域密着型、この地域密着型とは利用者が市民に限定をされるものを指します。

そのうち第12号は、要介護の方を対象にしたもので、第13号は、要支援の方を対象にしたものとなります。この4つの条例の共通した改正内容でございますが、施設等におけます、身体的拘束等の適正化のための措置の義務づけや、やむを得ない身体的拘束等を行った場合の記録の義務づけ、また、事業所の重要事項につきまして、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務づけることなどが主なものでございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

要するに、11条同一敷地内に管理者がいれば、管理人が1人でいいということだったんですけども、今度、この同一敷地内っていうのがなくなったんですね。

そういうときにはどんな対応していくのかなっていう点について。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

今回報酬改定がありまして、それによりますと事業者の提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するという観点から管理者の責務でありませぬ、利用者へのサービス提供の場面で生じる事象を適時かつ適切に把握しまして、職員及び業務の一元的な管理指揮命令を行うこと。

この責任について明確にした上で、管理者がその責務を果たしている場合には同一敷地内の事業所、施設でなくても管理者を兼務できることとなっております。

この改定を受けまして関連する条例を改正するものでございます。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

同一敷地内でなくてよいということになりますと、どれくらいの距離だったらいいとかその辺のところはどうなふうに考えているのでしょうか。それと、龍ヶ崎市にこういった施設があるかどうかその辺についてもお伺いします。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

条例におきましては地理的な制限というものは設けておりませんので距離に関係なく兼務は可能となりますが、あくまでその管理に支障のない場合に限られております。

また市内の管理の兼務の状況でございますが、例えばデイサービスの事業者の管理者と同一敷地内にごございます特別養護老人ホームの管理者、これが兼務している例がございます。

以上です。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

議案第 10 号からその他もそうなんですが、改正に至った目的っていうんですかね、背景をちょっと。教えていただきたいんですが、

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

こちらにつきましては、やはり昨今の介護職員が人材不足また、要介護者高齢者が増加することに伴います急激なサービス量の増大等におきまして、やはり現場において運営が大変になってきているという背景がございますので、それに加え昨今の ICT 化ですとか、業務の効率的な運営というものも可能になってきておりますので、それを反映する条例改正となっていると思います。

以上です。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

はい、ありがとうございます。

緩和されてるんですね。結構ね。

やっぱり介護職に関わる人も人員不足をどう補うかということに的を絞ったのかなという感じがいたします。ただ懸念すべきことは、緩和するのはいいんだけど、そこを利用する方にとって果たしていいのかどうかね。あんまりこれがどんどん進んで人手が少ないからもっとを緩和しようということになると変な形になってしまうんだと。そこだけ懸念しております。

それから、虐待のことがね。しっかりともう少しきめ細かく、法律で規制していきましようということがうたってありますので、その点は評価したいと。

○山村委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別のないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

初めに議案第 10 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。

議案第 10 号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第 11 号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第 11 号、本案は、議案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第 12 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第 12 号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第 13 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第 13 号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は、議案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第 16 号、私有財産の取得について執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書 91 ページをお開きください。

市有財産の取得についてです。

これは小学校と中学校で使用する教科書につきまして 4 年ごとに文部科学省検定済み教科書の改定がありまして、今回は小学校分ということでこれに合わせて令和 6 年度から使用する教師用の指導書と学習用デジタル教科書の購入を予定しているものですが、その取得額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 2000 万円以上の動産の買入れに該当するため、議会の議決をいただこうとするものです。

この教師用の指導書につきましては教員が児童生徒に事業教えるために使用する、いわゆる手引きのようなものです。

次に、学習用デジタル教科書につきましては、授業の際に電子黒板などに教科書を通じ映し出して使用するもので、94 ページ以降の参考資料の通りですね、必要数量を調達しようとするものです。

なお、教科書等の調達につきましては教科書販売の指定業者からとなり、その業者が市内では 1 社のみであることから、契約の方法につきましては随意契約といたしまして、契約金額は 2855 万 9960 円で、契約の相手方につきましては㈱菅井書店であります。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員。

○椎塚委員

指導書の冊数なんですけど、基本的に各校 1 冊が基準なんだろうと思いますけども、使用科目について算数とか国語とか数が増えてるところ、例えば社会の 6 年生ですとか、あと道徳については学校数よりも少ない冊数があるんですけど、この基準というのはクラス数とかもちろん関係あるんでしょうけども、学校からの要望っていうのも反映させながらこのような冊数にされているのでしょうか。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

基本的に国語と算数と道徳こちらは市内小学校クラス分で 123 になるような形です。そ

れ以外に関しましては、11校の学校数という形になるんですけども、デジタル教科書の購入で一番最後のページで大宮小学校分があるんですね。教科書は4年ライセンスで購入するものですが、大宮小学校に関しては1年ということで、それを調整した結果がこの指導書の数となっております。指導書の中には教材なんかも含まれてますので不足数分を買うとこういったような数字になるということです。

以上です。

○山村委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

ちょっと確認で、デジタル教科書はわかります。

大宮小学校はあと1年しかないの、それは理解するんですけど、指導書で例えば、クラス数という説明あったんですけど、これ例えば、道徳は8という数字なんだけど、これはどうしてなんですか。8とか9とか10とか、11校より少ないじゃないですか。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

こちら基本的には123が必要なんです。4年ライセンスの方でデジタル教科書の方で11校分入ってますので、そちらの中に指導書が含まれてるんです。

その11を足しますと、57+66で123クラスっていう形になります。

○山村委員長

他にございませんか。

後藤委員。

○後藤光秀委員

すごい初歩的な質問で恐縮なんですけども、この教科書のデジタル教科書とか教科書の選定っていうのは、いつもどんなふうな基準でされてるのか知りたくてお伺いします。

例えば、龍ヶ崎市は、例えばここはここで買うんだよとか出版社、発行所とか、いろいろあるじゃないですか。龍ヶ崎は茨城県で統一してあわせてますとか、いろいろあるかと思うんですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○山村委員長

大古教育長。

○大古教育長

本市は牛久市、稲敷市、稲敷郡の河内町、阿見町、それから美浦村この3市3町村を含めた第8採択区という教科書採択区に入っております。

そこから、これは表沙汰では誰が指名されているということはないんですけども、それぞれの教科の専門家の先生方に集まっていただいて、教科書全部見ていただいたうえでどの教科書がこの地区の子供たちにふさわしいかということを選定し、それを教育委員会でそれぞれ承認して決定するという流れになっておりますので、本市独自で決めてるということではございません。

○山村委員長

後藤委員、よろしいですか。

○後藤光秀委員

過去にでもいいんですけども、これまで、例えば、今度からこの教科書使おうよと、

こっちがいいんじゃないかとかそういった意見って今まで過去にあったこととございますか。

○山村委員長

大古教育長。

○大古教育長

質問の意図と異なることがあるかもしれませんが、個人的な意見が反映されるっていうことはないですね。合議でやっておりますので、誰かの考えがそれに左右されるとかそういうことではないというふうに私はとらえています。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

そういうことじゃなくて、例えば教科書にもいろいろあるじゃないですか。その発行所によっても例えば出版してるところが違う会社のやつとかもあるわけじゃないですか。それを換えようとか、今まで例えばですけども、この道徳だと日本文教出版ということで購入してますよね。

これじゃなくて違うところで買うっていうことが今まであったかどうかということ。

○山村委員長

大古教育長。

○大古教育長

それはあります。常に同じものではありません。

あと教科書会社でいろいろ不祥事なんかがあった場合で採択に持ち込まないところがあったりして変わる場合もありますので、それは随時その地区に合った教科書を選定委員が選んでいます。各市町村教育委員会で決定して、第8採択区に返しています。

○山村委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第16号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号、令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第9号の所管事項について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊1の議案書1ページをお開きください。

議案第22号、令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第9号についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4575万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ309億5699万2000円とするものでございます。

あわせて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についても補正をするものでござ

います。

なお、各各所管部の説明につきまして、人件費は説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

はじめに福祉部の所管事項についてご説明をいたします。7ページをお開きください。

第3表、繰越明許費補正の追加です。

3番の民生費の総合福祉センター管理費、その一つ下のふれあいゾーン管理費につきましては、いずれも緊急的に発生した修繕であり、年度内の執行が困難であるため繰り越すものでございます。

一つ飛びまして、こども子育て支援事業補助分、その下の保育対策総合支援事業です。

こちらは国の令和5年度補正予算を活用して行う事業で、令和6年度に実施する事業でありますことから繰り越すものでございます。

これらの事業内容につきましては、各事業の歳入及び歳出におきまして、ご説明をいたします。

12ページをお開きください。

歳入でございます。

上から2番目のさんさん館保育ルーム使用料です。リフレッシュ保育の利用見込みにより増額補正するものです。

一つ飛びまして、子どものための教育保育給付費です。これは国が定める教育保育に要する費用の額の算定に関する基準であります、公定価格におきまして、令和5年度、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となります職員の人件費が引き上げられ、令和5年4月1日に遡及し、適用されましたことから、事業費の増額が見込まれるため、国の当該負担金につきましても増額するものでございます。

一番下です。子ども政策推進事業費です。

こちらは民間の保育施設において、国の令和5年度補正予算にて措置されました補助金を活用しまして、性被害防止対策を講じるため増額するものでございます。歳出の子ども子育て支援事業補助分におきまして令和6年度に繰り越すものでございます。

次の13ページです。1番目、保育対策総合支援事業費です。

こちらの事業につきましても、民間保育施設において、国の令和5年度補正予算にて措置されました補助金を活用しまして、児童の登降園、登園降園を管理するシステムを導入するために増額するものでございます。

歳出の保育対策総合支援事業費におきまして、令和6年度に繰り越すものでございます。

一つ飛びまして、保育所等整備交付金です。

こちらは今年度中に着工することを予定しておりましたあすなろ保育園の園舎移転を伴う建て替え工事につきまして着工が令和6年度に変更となりましたことから、国からの補助金を減額するものでございます。

下から2番目です。

子どものための教育保育給付費です。

こちらは国庫支出金の子どものための教育保育給付費と同様に公定価格が引き上げられましたことに伴い、事業費の増額が見込まれますことから増額補正をするものです。

次の14ページをお開きください。

2番目の子どものための教育保育給付費、地方単独分です。

こちらの県支出金につきましても、先ほどと同様の理由により増額するものです。

その下、保育対策総合支援事業費、その下の多子世帯保育料軽減事業費です。
こちらそれぞれの事業費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。
以上が歳入の説明です。

18 ページをお開きください。

歳出でございます。上から4番目、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業
です。

こちらは給付金3万円の支給期間満了に伴い、事業費が確定したため不用額を減額する
ものです。

その下、総合福祉センター管理運営費です。

こちらは福祉センター施設を建築基準法に基づく定期点検におきまして、非常用照明設
備の不具合に対する指導を受けまして、早期の対応を図る必要があるため、新規での計上
でございます。

その下、ふれあいゾーン管理運営費です。

こちらは、ふるさとふれあい公園に設置されている水中ポンプが老朽化等の影響で不安
定な稼動状況となっており、停止に至ると外のトイレ等が使用できなくなり、公園利用者
に影響を与えますことから未然防止を図るため、水中ポンプを更新をするものです。

19 ページをお願いします。2番目のリフレッシュ保育運営費です。

委託料はNPO法人に委託しております、リフレッシュ保育の利用見込みによりまして、
増額補正するものです。

その下、子どものための教育保育給付費です。

こちらは歳入の国庫支出金でご説明しました公定価格引き上げに伴い事業費の増額が見
込まれることから負担金を増額し、さらに、令和4年度に茨城県から交付されました子供
のための教育保育給付費において事業の確定に伴う返還金が生じたことから、償還金
3万5000円を増額するものでございます。

その下、子ども子育て支援事業補助分です。

こちらは歳入の国庫支出金、子ども政策推進事業費でご説明いたしました性被害防止対
策を講じるための費用で令和6年度へ繰り越すものでございます。

その下、保育所等施設整備事業です。

あすなる保育園園舎建替工事の工期見直しによるものでございます。

その下、保育対策、総合支援事業です。

歳入の国及び県支出金でご説明いたしました、児童の登園及び降園を管理するシステム
の導入費用及び保育補助者雇いあげ強化学業費補助金を増額するものでございます。

なお、児童の登降園を管理するシステムの導入費用につきましては令和6年度に繰り越
すものでございます。

その下、子育てサポート利用助成事業です。

扶助費につきましては、ファミリーサポートセンター等の利用者増加に伴い不足が見込
まれるため、増額補正をするものです。

その下、保育施設原油価格物価高騰対策事業です。

こちらは市内の保育園等23施設に対しまして、補助金を交付しました保育所等給食食
材費支援事業の事業確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

一番下です。

多子世帯保育料軽減事業です。

こちらは助成金の不足が見込まれるため増額するものです。

20 ページをお開きください。

下から3番目、産後ケア事業です。

こちらは令和4年度母子保健医療対策等総合支援事業費の国庫支出金について、実績額との差額が翌年度精算となることから返還をするものです。

27 ページをお開きください。1番目の幼稚園振興助成事業です。

私立幼稚園障害児保育費、に不足が見込まれるため増額をするものです。

福祉部所管の説明は以上でございます。

○山村委員長

坪井健康スポーツ部長

○坪井健康スポーツ部長

続きまして健康スポーツ部所管事項についてご説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

第3表、繰越明許費補正でございます。

上から6行目の介護施設等整備支援事業でございます。

介護老人福祉施設特別養護老人ホームときわぎの20床増床に係る開設準備のための補助金でございます。

資材調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であることから繰り越しをするものでございます。

なお、7月1日オープン予定で、すでに着工はされているものでございます。

二つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

市内医療機関以外の接種費請求や予診票の整備など、次年度に想定される所要の事務費等を繰り越すものでございます。

8 ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正です。

変更の3行目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約です。

特例臨時接種の終了に伴いまして、事務室内の複合機のリース費用を除き、限度額を減額するものでございます。

12 ページをお願いします。3行目、国民健康保険基盤安定等です。

今年度の算定額確定に伴う国庫負担の減額でございます。

二つ下、養育医療給付事業費です。

歳出の養育医療給付事業の増額に伴う国庫負担の補正でございます。

その下は新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。歳出の減額に伴う減額でございます。

その下新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。

新型コロナワクチン接種後に健康被害救済制度の申請を出された方のうち、4名が国の認定を受けたことに伴います、医療費及び医療手当死亡一時金並びに葬祭費の支給に係る10分の10の国庫負担金です。

概要につきましては歳出でご説明をさせていただきます。

13 ページです。4行目になります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費です。

歳出の減額に伴うものでございます。

下から4行目。国民健康保険基盤安定等です。

今年度の算定額確定に伴う県負担の減額でございます。

その下、後期高齢者医療保険基盤安定等も交付額決定に伴うものでございます。

二つ下、養育医療給付事業費は歳出の増額に伴う県負担の補正でございます。

14 ページをお願いします。医療費助成事業費医療分です。

歳出の医療福祉事業県補助分の扶助費の増額に合わせた県負担の補正でございます。

15 ページです。上から後期高齢者健康診査受託収入。

後期高齢者特別対策補助金、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業費その四つ下になりますけど、後期高齢者健康診査受診者負担金これにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計からの組み替えとなるものです。これは後期高齢者医療事業特別会計に係る消費税に関するものでございまして、これらを消費税の申告義務がない一般会計に組み替えをするものでございます。

18 ページをお願いします。歳出になります。3行目の国民健康保険事業特別会計繰出金です。

それと四つ飛びまして、介護保険事業特別会計繰出金。

その下の後期高齢者医療事業特別会計繰出金これらにつきましては、それぞれの特別会計の収支差し引きの調整でございます。

その下の医療福祉事業(県補助分)、及び医療福祉事業(単独)です。

いずれも執行状況から不足が見込まれるための補正でございます。

20 ページをお願いします。2行目、保健衛生事務費です。

健康管理システムの改修を予定しておりましたが、令和6年度に予定しています、基幹業務のシステム標準化に合わせて、実施することとしたための減額でございます。

その下になります、後期高齢者健康診査事業、その下の後期高齢者人間ドック助成費、一つ飛びまして、保険介護予防連携事業です。

いずれも後期高齢者医療事業からの特別会計からの組み替えでございます。

その二つ下になります。養育医療給付事業です。

不足が見込まれます扶助費の増額と令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金返還金に係る補正でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

令和5年接種について、ニューライフアリーナ龍ヶ崎での集団接種の10月末終了や、コールセンターの12月末閉鎖などに伴います不用額の精算でございます。

21 ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業です。

新型コロナワクチン接種後に健康被害救済制度の申請を出された方のうち4名が国の認定を受けたことに伴うものでございまして、医療費及び医療手当が4人。死亡一時金並びに葬祭費が1人分の給付のための計上となります。なお全額国の負担となります。4つの事例の概要でございますが、デリケートな案件でございますので、個人が特定されないように概要だけ説明をさせていただきます。

一例目、これは70歳代の方がお亡くなりになられた事例でございます。令和3年7月の集団接種において、2回目の接種を受けて帰宅をし、帰宅後、所用で出かけた先で急な体調の変化が生じまして、救急搬送されましたが、搬送先でお亡くなりになった、こういったケースでございます。

その後、令和3年11月にご遺族から救済制度の申請があり、所定の手続きを経て、厚

生労働省へ進達行っていたところでございます。令和5年11月下旬に国の認定を受け、今回の手続となりました。

その他の3件につきましては、医療費や医療手当等の支給となります。

説明は以上でございます

○山村委員長

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは引き続きまして、教育委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。

はじめに、6ページをご覧ください。第2表、継続費の補正です。10番の教育費で、4番の小中一貫校費の小中一貫校実施設計費です。

これは長山中学校区の義務教育学校の施設整備等に係る実施設計費の契約額の確定に伴い、契約差金を減額するものです。

次に、その下になります。7番の保健体育費の学校給食センター建設事業です。

こちらは令和5年9月からオープンをいたしました。新学校給食センターの建設工事等に係る工事請負費等の確定に伴い、契約差金を減額しようとするものです。

続きまして7ページです。第3表、繰越明許費補正で追加となります。一番下の枠になります。

10番の教育費で3番の中学校費の龍ヶ崎中学校管理費です。

これは龍ヶ崎中学校校舎の屋根及び外壁改修工事について、令和5年度の国庫補助金を活用するため、令和6年度へ繰越をさせていただこうとするものです。

次に6番の社会教育費の文化会館管理費です。

こちらは文化会館の大ホールに設置している舞台幕開閉装置の更新工事につきまして、年度内に工事完了が見込めないことから、令和6年度で繰越をさせていただこうとするものです。内容につきましては歳出でご説明をさせていただきます。

続きまして8ページをお開きください。第4表、債務負担行為の補正です。2段目の枠の中で文化会館管理運営業務委託、令和5年度です。

これは文化会館の管理運営業務委託の期間について、5年間から3年間に変更しようとするものです。

続きまして第5表、地方債補正です。中学校施設整備事業です。

これは龍ヶ崎中学校の外壁等塗装工事にかかる市債を発行するものです。

次に、9ページ、下から2段目で小中一貫校施設整備事業債です。

これは実施設計費の確定に伴い限度額を5930万円から5900万円に減額変更するものです。

その下になります。

新学校給食センター整備事業債につきましては、新学校給食センター建設事業の完了に伴い、限度額を1億3320万円から1億3180万円に減額変更しようとするものです。

続きまして歳入になります。

13ページをお開きください。5番の教育費、国庫補助金で学校施設環境改善交付金中学校分です。

こちらは龍ヶ崎中学校の屋根及び外壁を改修するための充当歳入補助金となりますが、国の補正予算分として令和6年度の前倒しで交付されるものです。

続きまして14ページをお開きください。

上から三段目の枠で1番の基金繰入金で、一番下の丸印で義務教育施設整備基金繰入金です。

これは長山中学校区の義務教育学校の施設充当設計費に充当する予定であった基金を財政調整の結果、充当する必要がなくなったことから、皆減するものです。

続きまして15ページになります。一番下の大きな枠の中で7番の教育費債で、小中一貫校施設整備事業債です。

これは長山中学校区の義務教育学校の施設整備のための実施設計委託料が確定したことから減額するものです。

その下になります、新学校給食センター整備事業債については、新学校給食センター建設事業の完了に伴いまして減額するものです。

その下で中学校施設整備事業債については、龍ヶ崎中学校屋根及び外壁改修工事に充当するものです。

続きまして歳出となります。25ページをご覧ください。2段目の枠の中で3番の教育指導費で職員給与費、教育指導です。

基本的に人件費につきましては人事行政課が所管となりますが、一部教育委員会所管事項もありますので、随時ご説明させていただきます。これは指導課と教育センターに勤務する指導主事4人分の人事院勧告に伴う、給与改定にかかる負担金の増額です。

次にその下の枠で学校管理費で小学校管理費です。

これは小学校全校で光熱水費用2320万円減額しようとするものです。

次に26ページをお開きください。2段目の枠の中で中学校管理費です。

これは中学校全校で光熱水費用1050万円減額しようとするものです。

この小学校と中学校の光熱水費につきましては想定よりも使用料が下回ったため減額するものです。

次に、同じ枠の中で龍ヶ崎中学校管理費の工事請負費です。

これは龍ヶ崎中学校の校舎屋根及び外壁改修工事分です。

次に、その下の枠で小中一貫校施設整備事業です。

これは長山中学校区の義務教育学校整備に係る実施設計業務の契約額が確定したことから、契約差金を減額しようとするものです。

次に、27ページです。2段目の枠で3番の歴史民俗資料館費で歴史民俗資料館管理運営費です。このうち負担金補助及び交付金です。

これは先ほどの教育指導費と同様にまちづくり・文化財団から歴史民俗資料館へ出向している職員1名分の給与について、人事院勧告に基づく給与改定分を反映させるものです。

次にその下で文化会館管理運営費で工事請負費です。

こちらは今年度予定をしておりました文化会館の舞台幕開閉装置更新工事について一般競争入札に付したところを不調となったことから、設計額の見直しを行い、再度入札を執行するため、その予算を増額しようとするものです。

続きまして、その下の枠で学校給食センター管理費です。

こちらは小学校管理費及び中学校管理費と同様に光熱水費について想定よりも使用料が下回ったことから減額をしようとするものです。

次にその下で学校給食運営費です。

これは給食調理業務委託契約が確定したことから、契約差金を減額しようとするものです。

次にその下で新学校給食センター建設事業です。

これは新学校給食センターオープンに係る手数料、委託料及び工事請負費等が確定したことから減額をしようとするものです。

以上が議案第 22 号、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 4 号のうち、教育委員会及び文教福祉委員会所管事項についてのご説明となります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤光秀委員

まず、19 ページの上から二つ目のリフレッシュ保育運営費で、NPOに委託してるものですよっていうふうなご説明だと思うんですけど、この内容についてちょっと詳しくお聞かせください。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

さんさん館の保育ルームでございます。そちらにおきまして、一時的に 0 歳から 3 歳のお子様をお預かりする事業になります。

こちら 2 時間までが 300 円。2 時間を超えて以降 30 分毎 150 円の料金がかかる事業であります。

以上です。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

ありがとうございます。そしたらですね、その幾つか下になるんですけども、子育てサポート利用助成事業。ここでもですね、利用者がいらっしゃるのか教えてください。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

今現在 1 月末までの数字になりますけれども、累計で 3912 件になります。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

令和 4 年と比べると増加してるということですか。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

令和 4 年度の年度の実績が 4491 件になります。同じく 1 月末で換算しますと残りの 2 ヶ月です。今年度は令和 4 年度と同数になります。こちらの今、現在の利用の状況がこれを上回ることが予定されておりますので今回増額の補正させていただいたという内容になります。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

それからですね。21 ページですね、先ほどの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業について、申請された方のうち4名が該当されて、先ほど内訳として1名がお亡くなりになられたというふうなお話もありました。

申請した中で4名が国の申請をされたということなんですけども、全部で何名実際令和5年度にご相談ケースがあったのか。申請があったのかっていうのをちょっとお聞かせください

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

今現在9名の方が健康被害の申請がある状況でございまして、3件がまだ国の方から回答が来てないというような状況でございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

その9名のご説明できる範囲で構いませんけども、どういった相談内容ですか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

9名すべての方についての詳細についてはちょっと控えさせていただければと思います。今回4件認定された詳細っていうか配慮すべきデータもありますので、話せる範囲で話させていただきます。

まず1件目でございますが70歳、男性の方です。こちらの方が急性心不全ということでお亡くなりになっている方になります。

続いて2件目でございますが、こちら70歳男性の方です。左上肢の末梢神経で認定を受けている方でございます。小指とか薬指の可動の障害が起きているということで、接種した腕の方の障害があるということでの認定でございます。

3件目につきましても70代男性の方で、こちらも同様ですね、左上肢の末梢神経によるもので認定をされているという形になります。

もう一つ4件目が50歳代男性で、接種後ふらつき、関節痛での認定ということでの4件でございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

今、4名の方々はわかったんですけども。それ以外の9名の方々の中で、今50代の方もいらっしゃいましたが、高齢者の方が多いのかなというふうな印象なんですけれども、いろいろ後遺症ですとか、何か被害を持たれているという、そのご相談の中で、50代以下の件数が分かればお聞かせください。

○山村委員長

執行部説明できますか。

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

20代の方が2名含まれておりまして、あと40代の方が1名という状況になります。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

ワクチンっていうと、予防というものですけれども、実際に被害を受けている人達っていうのはどんどん増えているんですよ。それをご存知の通りだと思うんですけども、もちろん、大多数の中のごく少数になっているので、なかなか声が届かないのかなというふうな印象も受けるんですけども。

ワクチンを推奨することは、それを必要としている方々にとってはありがたいことだと思いますけれども、やはりこれは任意接種ということでもともとうたっておりましたし、その中で本市としてですね、コロナワクチン接種について一般質問等でも触れさせていただいたことがあるんですけども、健康被害というか、副作用の可能性もあるという、そういった情報提供というのはこれまで何かできたことありますかでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

接種に対してリスクがあるというようなことかと思えますけれど、こちらにつきましては、個々に送ります予診表の中に入れさせてもらいましたチラシまたはホームページ等ですね、そういったリスク、接種によるリスクというものも考えられるので、医師とよく相談の上に接種していただきたいという旨は記載してございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

どうしても任意と言っていることで、結局は最終的に自分の責任になってしまう。なぜ推奨してるのかを、ラインやりゅうほ一でもそうですけども、コロナワクチンを接種できますよって案内されると、早く行かなきゃっていうふうに誰もが思うと思うんで、可能な限りで構いませんので、先ほどのリスクの可能性もあるよということも、しっかりと情報提供していただきたいと最後をお願い申し上げます。

○山村委員長

ほかにありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

認定されなかった方もいたということなんですけど、この認定までの経過、どんなことなってるかお伺いします。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

現時点ではですね、申請をされて国に進達をしました方につきましては、全員が認定を受けているという形になりまして、残り3名の方につきましては、まだ国の方で審査中ということでございます。まだの回答が来てないということですので、結果が来次第、またこういった議会の場でお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

とりあえず申請を出した方がすべて市で判断しないで国の方にきちんと上げてるということでいいでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

申請があった内容につきましては、市の健康被害調査委員会、医師等で組織しているものですが、こちらで審議をした上で意見を付して国の方に提出をしているという形の流れになってきます。

○山村委員長

他にございませんか。久米原委員。

○久米原委員

20 ページ一番下、新型コロナウイルスワクチン接種。後藤委員の方からはいろんな方がいらっしゃるののでしっかり配慮しながらということでしたけれども私は逆の立場で、接種率が最後どのくらいいったのかかわかりますか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

令和5年9月20日から現在実施されております令和5年秋開始接種の接種率で申し上げます。65歳以上の方で1回目2回目を接種されている方が対象になってきますけれど、接種者数が1万5361名で70.5%、失礼しましたこちら3月11日現在のデータになります。続きまして、65歳以下の方を含めると、全体で2万4325名で41.1%というような状況になってございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

おそらく若い方は大丈夫かなっていうので打ってないのかなっていう部分と、高齢者の方は、やはりちょっと心配なので受けようって方も7割、多いのかなっていう部分でちょっと確認したいんですけども、今までは国が進めていましたので、医療機関とかで接種する場合はワクチンは市の方から、経由して行っていたのかなと思うんですけども、今後は各医療機関にゆだねていくとなるとインフルエンザとかと同じで各医療機関ごとのうちではやろうかなっていうので供給して、希望者に接種するっていう形になっていくんでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

令和6年度以降につきましては、まだ一部国の方から示されてない部分はあるんですが、65歳以上の方、または60歳から64歳の方で一定の基礎疾患がある方という方は定期接種という形になりますので、市の方で龍ヶ崎市医師会の先生方と協議をしながら、接種体制を確保していくという形になろうかと思えます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

なかなか高齢者の方や基礎疾患ある方とかも、もちろん接種被害も心配ですけれども、できれば打って、安心して仕事をしたいとか、交流したいという方もいらっしゃるんですけどそれがワクチンを打ってないってなるとなかなか心配だったんですけども、しっかり丁寧に今後はやっていただけるということで、よろしく願いいたします。

先ほどから質問の出ております新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業なんですけれども、今回4件おりましたということで、これできっとこの方たちには今後通知が行ってその被害額相当の保険金が、支払われると思うんですけども、先ほど聞いていましたら、やはりちょっと今後も生活に支障も出る方もいらっしゃるし、もしかしたらこの金額では、ちょっと生活先々不安とかいう形で、これでは納得いかないっていうふうになったケースは今回に限らず全国的にそういったケースはあったんでしょうか。そういう場合はどうなっていくんでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

全国の情報までは持ってないものですから話はできないんですが、龍ヶ崎市の方にそういった問い合わせというのは今現在はございません。ただ今回認定になった方、前回も含めてですけど、継続的に医療機関にかかられている方につきましては、今回の接種によって、起きた障がいに対しての治療費等については継続されるという形になってございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

きっと50代の方もいらっしゃるし、今後これから3件の中には若い方もいらっしゃるの、どういう内容かちょっとわかりませんが、やはり生活これからずっとしていく上で、ちょっと不安のある方もいらっしゃると思うので、その辺はしっかり対応していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○山村委員長

ほかにありませんか。椎塚委員。

○椎塚委員

19ページの先ほども出たんですけどリフレッシュ保育運営費なんですけど、この利用状況がわかればちょっと教えてもらいたいんですが、リピーターが多いのか、あと時間的に2時間以内が、どのぐらいいるのかとか含めて、あとNPOのほうに業務が増えているということなんで、当初予定していたことからどのぐらい増えているのかとかわかれば教えていただきたい。

もう一つこの委託料は、どういう用途の委託料人件費なんですか。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

まずリフレッシュ保育の利用の状況につきましては、令和6年1月末現在で1993件になります。令和4年度の実績が2101件になりますので、予算的には4年度も5年度も同

額なんですけれども、残りの枠が108件分になります。毎月200から250件の利用が平均的に行われておりまして、その部分の上積みが出てくること考えられますので、今回増額といった形になります。

次に利用される方のリピートにつきましては複数回利用される方は、非常に多い状況になります。やはり利用の用途としましてやはり買い物ですとか、個人的な病院があるとか、そういったことで利用されるケースが非常に多い傾向にはございます。

委託料につきましては、毎月の定額のNPOに対する費用の部分と、あとは日によって保育士の利用が予約制をとっております。子どもさんが0歳から3歳ということで、通常の保育園の保育士の配置基準に基づいて、保育士をその日その日によりまして、配置を行っております。

具体的な例で言いますと0歳児の場合は、お子さん3人に対して保育士1人置くといった形で保育士を配置しておりまして、そういった保育士の配置につきましては、その実績に応じて委託料に加算してお支払いさせていただいております。

○山村委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

そうすると、今のご説明でいくと0才児とか1才児くらいが多いっていうイメージですかね。お母さん方はなんかこう自分の所用をする時間だけちょっと預けるようなイメージでよろしいですかね。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

年齢の構成は0歳から3歳なんですけれども、毎年多い年齢につきましては1歳児、2歳児はほぼ同数になります。その次に0歳、最後の3歳といった年齢になります。また繰り返しの利用に当たりましては保護者様のご都合そういったところが非常に大きいかと思えます。

○山村委員長

ほかにありませんか。杉野委員。

○杉野委員

7ページの民生費、介護施設等整備支援事業、ご説明いただきましたけれども、ときわぎさんの20床は、本来ならば3月中には竣工してたはずなんだけれども、遅れた理由は、文教でもお聞きしましたけれども、単に工事費の高騰っていう話でしたよね。それで、人手は一つの大きな理由になってるんでしょうか。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

おっしゃる通りです。12月に事業者の方から建築資材等の一部調達困難ということで報告がございましたが、人件費といいますか人手が不足しているという面で工事が遅れてるとかそういうことについては報告を受けておりません。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

人手の問題は一応、話には出なかったということなのですが、全体的にはね、相当逼迫してるなと思いますので、この点については、今後もまた別のところで論じてきますのでよろしくをお願いします。

○山村委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 22 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 23 号、令和 5 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

37 ページをお開きください。議案第 23 号、令和 5 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号でございます。国民健康保険事業特別会計の補正予算につきましては歳入のみの補正となります。

40 ページをお開きください。国民健康保険税でございます。

3 行目までいずれも直近の決算見込みによる減額の補正でございます。その下の繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金保険者軽減分と努力者支援、未就学児均等割保険税繰入金はそれぞれ額確定による補正でございます。

その下の国民健康保険支払準備基金繰入金です。保険税と保険基盤安定繰入金の減額、及び 41 ページになります一般被保険者滞納金の減額に伴う増額となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質問等ございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 23 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 24 号、令和 5 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

43 ページをお開きください。

議案第 24 号、令和 5 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第 4 号でございます。

この補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 920 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 5815 万 2000 円とするものです。初めに福祉部所管事項についてご説明をいたします。

48 ページをお開きください。歳入です。上から 2 番目です。

地域支援介護予防日常生活支援総合事業交付金現年度分、その下の総合事業以外交付金現年度分、一つ飛びまして、地域支援事業支援交付金現年度分、次のページにつきましても同様の事業につきましては、歳出の地域支援事業費に対する国及び支払基金、県、市からの負担分となります。

次の 50 ページをお開きください。歳出です。3 段目の第 1 号、事業支給費です。

こちらは事業費の不足見込み分を増額をするものです。

福祉部所管の説明は以上となります。

○山村委員長

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

続きまして健康スポーツ部所管事項についてご説明させていただきます。48 ページをお願いします。1 行目と 4 行目及び 6 行目にございます介護給付費現年度分です。

これにつきましては、介護給付費の歳出補正に伴います国や支払基金及び県の法定負担の補正でございます。

49 ページをお願いします。3 行目の介護給付費繰入金です。

介護給付費の歳出補正に伴います市の法定負担の補正でございます。

一番下の介護保険支払準備基金繰入金です。

介護給付費の歳出補正に伴います第 1 号保険者保険料等の法定負担分の不足分と地域支援事業職員給与費、職員給与費を基金から繰り入れをするものでございます。

50 ページをお願いいたします。介護保険審査支払手数料、その下、高額介護サービス費はいずれも不足が見込まれるための補正でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 24 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 25 号、令和 5 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 5 号について執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

55 ページをお開きください。

議案第 25 号、令和 5 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 5 号でござ

います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8824 万 6000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 190 万 8000 円とするものでございます。

60 ページをお願いします。款 1 の後期高齢者医療保険料です。

特別調整徴収保険料、その下の普通徴収保険料とも直近の決算見込みによる減額でございます。

その下、後期高齢者医療事務費等繰入金です。

後期高齢者医療事業特別会計の収支差し引きの調整によるものでございます。保険基盤安定繰入金は額の確定によるものです。健康増進事業繰入金が保険事業を一般会計で実施することによる皆減でございます。後期高齢者健康診査受託料、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な事業費及び高齢者の健康診査受信者負担金はすべて一般会計の組み替えによるものでございます。

62 ページをお願いします。歳出になります。後期高齢者医療広域連合納付金です。

後期高齢者医療保険料の減額と保険基盤安定繰入金の確定、及び令和 4 年度の療養給付費納付金の追加納付に伴う補正でございます。

その下の後期高齢者健康診査事業と人間ドック助成費、一つ飛んで保険介護要望連携事業は、一般会計の組み替えによる皆減でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 25 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 33 号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明をお願いします。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書 116 ページをお願いいたします。

議案第 33 号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

このたびの改正は、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定されました子ども未来戦略におきまして、4 歳 5 歳児に対する保育士等の配置基準について、最低基準の改正を行うこととされたことを受けまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が改正されたことから、市町村が条例で定めることとされております家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部を改正するものでございます。

具体には小規模保育事業、定員が 19 人以下の保育園及び事業所内保育事業、の配置基準において定められております保育士 1 人当たりの児童数を満 3 歳児以上満 4 歳に満たな

い児童は、20 人から 15 人に、満 4 歳以上の児童は 30 人から 25 人に児童を引き下げるものでございます。

なお、付則におきましてこの改正に際し、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは当分の間、従前の基準により運営をすることを妨げないとする経過措置を設け令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

実情においては 3 歳児以上の児童を預かっております市内の小規模保育事業所は現在ではございません。

説明は以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等がありますか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 33 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 8 号の所管事項について執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

それでは議案書の 121 ページをお開きください。

専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったもので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

別冊 2 の 27 ページをお願いいたします。令和 5 年度、龍ヶ崎市一般会計補正予算第 8 号でございます。

この補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7293 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 306 億 1123 万 9000 円とするものです。合わせて繰越明許費についても補正をするものでございます。

30 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正の追加です。

物価高騰対策給付金給付事業、住民税均等割のみ課税分及び子ども加算につきましては、いずれも年度内の完了が困難であるため、繰り越すものでございます。

専決処分の予算の主な内容につきましては 1 月 31 日開催の全員協議会におきまして、補正予算概要についてはご説明をさせていただいておりますことから、歳出につきましては、主に事業の進捗状況含めてご説明をさせていただきます。

36 ページから 37 ページをお願いいたします。歳出です。物価高騰対応給付金給付事業です。

はじめに住民税均等割のみ課税分です。こちらは令和 5 年 12 月 1 日において、住民基本台帳に記載されております、令和 5 年度分住民税均等割のみ課税であります世帯の世帯主が支給対象となりまして、3 月 11 日に 1571 世帯に対しまして、福祉総務課より確認書

を送付しております。確認書に口座情報等を記入していただき、市へ提出された確認書を審査した後、1世帯あたり10万円の給付金を指定口座へ振込となります。

続きまして子ども加算についてです。こちらにつきましては住民税均等割非課税世帯、または均等割のみ課税世帯が対象となり、その世帯に18歳以下の児童がいる場合に支給対象となります。支給額は児童1人あたり5万円です。こちらの対象世帯へも3月11日に424世帯の世帯主に対し子ども家庭課より、こちらは口座情報等を記入する確認書ではなく、振込通知書を発送しております。424世帯に対しての児童数は710名となります。振込通知書を発送した世帯はすでに福祉総務課において給付金を振り込んでいる世帯でありますことから、子ども加算については、返送を要しない振り込み通知書にて給付金支給のお知らせをしております。

説明は以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。